

平成21年第1回

小中学校組合議会定例会会議録

開催日 平成21年2月25日

南あわじ市・洲本市小中学校組合

平成21年第1回 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会

平成21年2月25日(水)

午後2時30分 開議

議事日程(第1号)

- | | | |
|------|-------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 平成21年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第2号 | 平成20年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正
予算(第2号) |
| 日程第5 | 議案第3号 | 南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一
部を改正する条例制定について |
| 日程第6 | 議案第4号 | 淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更について |
| 日程第7 | 議案第5号 | 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数
の増減及び規約の変更について |
| 日程第8 | | 一般質問 |

会議に付した事件

- | | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第1号 |
| 日程第4 | 議案第2号 |

日程第5 議案第3号

日程第6 議案第4号

日程第7 議案第5号

日程第8 一般質問

出席議員（9名）

1 番	奥井正展君	2 番	竹内通弘君
3 番	片岡格君	4 番	川添孝史君
5 番	滝本文男君	6 番	中島義晴君
8 番	小島一君	9 番	木曾弘美君
10 番	森上祐治君		

欠席議員（1名）

7 番 木戸秀行君

事務局出席職員職氏名

教育総務課長 山田 充 君
教育総務課主幹 原口久司君

説明のため出席した者の職氏名

管理者南あわじ市長	中田勝久君
副管理者洲本市長	柳実郎君
副管理者南あわじ市副市長	川野四朗君
組合収入役	長江和幸君
組合教育長	塚本圭右君
洲本市教育長	三倉二九満君
教育部長	柳本佳博君
教育部次長	岸上敏之君
学校教育課長	三谷高資君
人権教育課長	橋本浩嗣君

生涯学習文化振興課長

中 田 健 市 君

青少年育成センター所長

前 田 和 義 君

午後 2時30分 開会

○議長（森上祐治君） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成21年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部各位には、公私何かとご多用のところご出席いただき、ここに開会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。

中田市長におかれましては、このたびの南あわじ市市長選挙におきまして、見事再選を果たされました。議会を代表しまして、心よりお祝い申し上げます。

さて、本日付議されます案件は、平成21年度一般会計予算及び平成20年度一般会計補正予算並びに条例の一部改正等、いずれも重要案件であります。

議員各位には、慎重ご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのごあいさつといたします。

それでは、管理者 南あわじ市長 中田勝久君よりあいさつがございます。

○管理者（南あわじ市長 中田勝久君） 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会の開会に、議員の先生方には年度末何かとお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

間もなく月が変わりますと、小学校、中学校卒業式なり、また修了式ということで大変学校の先生方も大変忙しい時期を迎えるわけでございまして、また、今日もテレビを見ておきますと、大学入試等々父兄、また保護者の人にしてみれば大変頭を悩ます時期が来ております。

少子化が進んでいるといえども、なかなか希望校には入れない状況もあるようでございます。

実は、今日、沼島の保育園の園長さんなり地域の方が来ていたんですが、平成14年には35人保育所に対象の子供がいたのが、今、もう8名。22年には5名になってしまうと、対象の子供たちは。そんなスピードの速さにびっくりしたところで

ございます。

いずれにいたしましても、次の世代を担う子供たちは私たちの宝でございます。教育はその一番の基本でございます。

どうぞ、今日、平成21年度の一般会計なり、また補正予算等々あるわけでございますが、慎重審議賜りますようお願いを申し上げまして開会に当たってのごあいさつにかえたいと思います。

今日はどうもご苦労さんでございます。

○議長（森上祐治君） ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しております。

よって、平成21年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長より指名いたします。

1番 奥井正展君、2番 竹内通弘君にお願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、議案第1号、平成21年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育部長 柳本佳博君。

○教育部長（柳本佳博君） ただいま上程いただきました議案第1号、平成21年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。

第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,905万2,000円と定めるものでございます。

次に、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

次に、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めるものでございます。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

次に、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によりご説明を申し上げます。

7ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金1億8,756万9,000円、南あわじ市、洲本市からの分担金でございます。

なお、分担金につきましては、学校基本調査の児童、生徒数により案分をさせていただいております。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料52万円、学校体育施設使用料でございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金7万1,000円、特別支援教育就学奨励費

補助金でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

4款、県支出金、1項、県補助金120万9,000円、トライやる・ウィーク推進事業補助金、小学校体験活動事業補助金などがございます。

5款、寄附金、1項、寄附金1,000円、科目設定でございます。

6款、繰越金、1項、繰越金、1目、繰越金1,000円、科目設定でございます。

次に9ページ、7款、諸収入、1項、受託事業収入、1目、教育費受託事業収入543万3,000円、給食事業にかかる市立学校受託分でございます。

2項、雑入34万8,000円、日本スポーツ振興センター保護者負担金などがございます。

8款、組合債、1項、組合債3,390万円、義務教育施設整備事業借換債でございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款、議会費、1項、議会費84万3,000円、議員報酬が主なものでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費188万6,000円、小中学校組合運営にかかる総務経費でございます。19節、退職手当組合負担金などが主なものでございます。

11ページをお開き願います。

2款、総務費、2項、監査委員費7万3,000円、委員報酬費でございます。

3款、教育費、1項、教育総務費3,100万4,000円でございます。

1目、教育委員会費、教育委員会の運営経費でございます。

教育委員報酬、淡路教育事務協議会負担金などが主なものでございます。

次に12ページ、3目、教育振興費、13節のコンピューター保守管理委託料281万円、14節の電算関連借上料215万5,000円。

13ページにまいりまして、登校対策指導員人件費負担金、小中学校就学援助費

549万8,000円などが主なものでございます。

続きまして、2項、小学校費2,570万2,000円でございます。

1目、学校管理費1,772万1,000円、人件費として非常勤職員の報酬、需用費として光熱水費が主なものでございます。

15ページにまいりまして、15節、工事請負費として校舎等営繕工事費でございます。

次に、2目、教育振興費793万5,000円、19節の小学校への外国人講師招致事業負担金258万3,000円などが主なものでございます。

16ページ、3目、いきいき学校応援事業費4万6,000円でございます。

次に、3項、中学校費2,175万9,000円でございます。1目、学校管理費1,339万8,000円、非常勤職員の報酬、需用費として光熱費、物件費として各種手数料、委託料が主なものでございます。

18ページをお開き願います。

2目、教育振興費、14節、車借上料、選手派遣に係る部分でございます、150万円。それから外国人講師招致事業負担金279万6,000円などが主なものでございます。

19ページをお開き願いたいと思います。3目、いきいき学校応援事業費5万2,000円でございます。

次に、4項、保健体育費、1目、学校給食施設費2,670万8,000円、共同調理場の人件費として委員報酬、一般職2名に係る給料、職員手当、共済費、臨時職員に係る賃金が主なものでございます。

20ページ、物件費といたしまして、施設の維持管理に係る経費でございます。

21ページをお願いいたします。4款、公債費、1項、公債費1億2,007万7,000円でございます。長期借入金繰上償還元金、長期借入金償還利子が主なものでございます。

5款、予備費、1項、予備費100万円でございます。

22ページ以降の給与費明細書につきましては、ご覧おきを願いたいと思います。

また、29ページをお開き願いまして、地方債に関する調書でございますが、ご覧おきを願いたいと思います。

以上で、平成21年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算の提案理由とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森上祐治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

片岡議員。

○3番（片岡 格君） ただいま説明をいただきました平成21年度一般会計予算について、二、三お尋ねをしたいと思います。

まず、1点はページ数でいきます。15ページで、15節の校舎等営繕工事費が対前年度比から見ますと約300万円ほど増額されておりますけれども、その中身について説明をいただけますか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） この営繕工事費でございますけれども、小学校におきますランチルームの屋根が少し傷んできておりますので、その塗りかえを予定しております。

それから、校舎といいますか、教室の改築を予定しております。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） では、もう1点伺います。

16ページになります。説明の欄であります小学校の体験活動事業補助金として138万6,000円計上されております。

これは、前年度の予算から見ますと自然学校の推進事業として59万5,000円計上されていた、これにかわるものかと思うわけですが、この事業内容について説明をいただけますか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） これにつきましては、対象学年が3年のいわゆる環境学習、それから5年生の自然学校ですか、これらにかかる経費でございます。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） もう1点だけお伺いします。

3款の教育費の中での7節で賃金があります。この部分におきますと、臨時職員の賃金ということが新たに計上されているように思われます。

この臨時職員の雇用については、直の雇用になるのか、それともどこかの民間の団体等に委託をするのか、どんな形での雇用の形態になるのか、おわかりになればお答えをいただきたいと思います。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 当組合として、直接、臨時雇用をさせていただく分でございます。

○議長（森上祐治君） 小島議員。

○8番（小島 一君） ページ数でいきますと、15ページ、小学校費のうちの14節の仮設の図工室の借上げの件ですが、これは以前から生徒数の増加によって教室が足りなくなって今の運動場の位置に仮設としてあるわけですが、今後、どのぐらいの時間ここに置いておくつもりなのか、見通しは立っておるのでしょうか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 先ほど、工事請負の中で教室の改築ということも申し上げらせていただいたんですが、ちょうど21年度、新規の1年生が70ないし71人と、非常に微妙なところでございまして、71人になりますと3クラス、

70人になりますと2クラスという形で、少し推移を見ていく中で、今年度は両方の面を考えてございます。

ただ、22年度以降は60人以下というふうな形の新入生になってくるのかなというふうに考えておるところでございます。

そういう中で、いわゆる新1年生の数がかちっと確定をした段階で最終判断をしていこうと。

もし、70人という形になるならば、いわゆるそれから工事に入って教室を改造した中で仮設を解消していこうというふうな考えを持ってございます。

○議長（森上祐治君） 小島議員。

○8番（小島 一君） 1年生が3クラスになるか2クラスになるかということですが、もし3クラスになれば6年間3クラス、あれは学級数が違うから3年生までが3クラスということですかね。

早急にこれも、今後、生徒数の推移を見ても極端に減る傾向にないように思います。堂丸地区で最近、また二、三十区画の宅地造成も行われております。今後10年間は恐らく300人の上の方で推移するのかなというふうに思います。

それともう1点は、運動場の問題、ちょっと直接書かれていないんですけども、やっぱり特殊な組合立という特殊性に加えて小学校、中学校が運動場を同一にしておると。実質的にクラブ活動優先で、小学校の子の放課後遊ぶ場所がないということで、これについてはどんなふうに考えておられますでしょうか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 以前にもそういうご質問があったかと思いますが、小中学校共同の運動場というのは、そう事例がないのかなと思います。

ただ、その土地の問題であったり、経費の問題であったり、非常に難しいといえますか、いろんな諸問題がある中で、今しばらくといえますか、そういう形を取っていただかなければならないというふうに私どもは考えてございます。

○議長（森上祐治君） 小島議員。

○8番（小島 一君） この運動場の問題は、しばらく考えても状況は変わらないのかなというふうに思います。

できましたら、今後、第2グラウンド的に、やはりどこかそういうところが確保できないのかなというふうなことを検討をお願いしたいんですけども、その考えはありませんでしょうか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 我々、事務サイドとして取り組んでいきたいという思いは強く持っておりますけれども、現実の話として、何年後とか云々とかというようなご議論をこの場で申し上げるわけにいかないのかなというふうに思うところでございます。

○議長（森上祐治君） 小島議員。

○8番（小島 一君） 今後、状況が変わるようであれば、また検討をお願いしたいと、かように思って質問を終わります。

○議長（森上祐治君） ほかに質疑ございませんか。

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第1号、平成21年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成21年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計

予算は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第2号、平成20年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長 柳本佳博君。

○教育部長（柳本佳博君） ただいま上程いただきました議案第2号、平成20年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ348万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,278万6,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開き願いたいと思います。

それでは、歳入歳出予算について、事項別明細書をもってご説明申し上げます。まず、歳入でございます。

1款、分担金及び負担金、1項、分担金454万3,000円を減額し、1億7,744万円とするものでございます。児童生徒数の確定並びに分担金の精査により調整をするものでございます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料12万円を減額し、54万円とするものでございます。学校体育施設使用料の精査によるものでございます。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金1万8,000円を減額し、2万8,000円とするものでございます。特殊教育就学奨励費補助金の減額でございます。

6ページをお願いいたします。

4款、県支出金、1項、県補助金21万4,000円を減額し、36万6,000円とするものでございます。「いきいき学校応援事業補助金」、「トライヤ

る・ウィーク推進事業補助金」の減額でございます。

6 款、繰越金、1 項、繰越金 1 2 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、3 4 7 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。前年度繰越金の追加でございます。

7 款、諸収入、1 項、受託事業収入 2 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、5 3 0 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。給食事業における市立学校受託分でございます。

7 ページ、2 項、雑入 7, 0 0 0 円を減額し、3 3 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

以上で歳入予算の説明を終わります。

続きまして、歳出でございます。

8 ページ、3 款、教育費、1 項、教育総務費 1 0 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、3, 1 3 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。コンピュータ保守管理委託料の減額、小中学校就学援助費の減額が主なものでございます。

2 項、小学校費 1 0 1 万 9, 0 0 0 円を減額し、2, 2 1 2 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

1 目、学校管理費で工事請負費の減額が主なものでございます。

9 ページ、3 項、中学校費 1 5 9 万 5, 0 0 0 円を減額し、3, 0 9 5 万 9, 0 0 0 円とするものでございます。学校管理費の工事請負費、並びに教育振興費の事務事業の精算によるものでございます。

1 0 ページ、4 項、保健体育費 1 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、2, 8 3 0 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。共同調理場の光熱水費の追加が主なものでございます。

1 1 ページをお開き願います。

給与費明細書につきましては、ご覧おきを願いたいと思います。

以上で、平成 2 0 年度南あわじ市・洲本市小中学校組一般会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜ります

ようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（森上祐治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第2号、平成20年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号、平成20年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第3号、あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） ただいま上程いただきました議案第3号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例の改正につきましては、学校施設の体育館やグラウンドの施設使用料を使用料と夜間照明施設使用料に区分し、料金も利用する施設の規模によって設定するも

のでございます。

南あわじ市内学校施設を統一した料金基準を設けることで、同じ利用者が施設単位で異なる使用料を徴収されることの不公平感をなくすために条例の一部を改正するものでございます。

また、この改正に当たっては、南あわじ市スポーツ振興審議会に諮り、答申をいただいたものでございます。

以上、議案第3号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森上祐治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第3号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 4 号、淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長 柳本佳博君。

○教育部長（柳本佳博君） ただいま上程いただきました議案第 4 号、淡路公平委員会設置規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この規約の改正につきましては、「淡路市・洲本市広域事務組合」が平成 21 年 3 月 31 日付の解散によります淡路公平委員会からの脱会に伴う構成団体の減少による規約の一部を改正するものでございます。

なお、附則で施行期日を平成 21 年 4 月 1 日と定めてございます。

以上、議案第 4 号、淡路公平委員会設置規約の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森上祐治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号、淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、淡路公平委員会設置規約の一部を改正する規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育部長 柳本佳博君。

○教育部長（柳本佳博君） ただいま上程いただきました議案第5号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この規約の改正は、氷上多可衛生事務組合、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合及び淡路市・洲本市広域事務組合管理者から、平成21年3月31日付の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う構成団体の減少により、同組合規約の第2条に定める組合を組織する市町等を定めた別表第1号表の一部を改正するものでございます。

なお、附則で施行期日を平成21年4月1日と定めてございます。

以上、議案第5号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について、慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森上祐治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森上祐治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

通告がございませんので、討論なしと認めます。

これより、議案第5号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森上祐治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8、一般質問を行います。

通告により、議長より指名いたします。

3番、片岡 格君。

○3番(片岡 格君) お疲れのところ、まことに恐縮ですが、通告に基づき一般質問をさせていただきたいと思います。

昨年の11月の議会におきましても学校経営の手法であるとか、あるいは学校経営の方針、さらには教育環境の整備と、また学校給食の食育などに関する質問をさせていただきました。

今回は、大きな柱としては教育方針について、詳細な部分についてはどの子もわかる授業の推進についてと、もう1点は教職員の適正な配置によるゆとりある教育について伺ってまいりたいと思います。

大きな2問目としては、いわゆる施設整備、これには教育関連施設の整備、あわせて給食調理室の建てかえ等について質問を行うという通告をさせていただいております。

これに基づいて質問をしていきたいと思います。

南あわじ市・そして洲本市におかれましても、平成21年度の3月予算議会が目前ではありますが、両市におかれても市長の施政方針、あるいは教育行政方針が開陳されると思われまます。

両市の教育行政はいずれも国の方針に従って進められているものと認識をしておりますが、当組合立の小中学校の運営は、基本的には南あわじ市の教育行政運営に従って遂行されているというふうに理解をしております。

南あわじ市と洲本市は歴史や伝統、文化あるいは地理的条件などの違いがあり、当然、教育行政運営にも多少の違いはあろうかと思われまます。しかし、国の管理下のもとで教育方針は大筋ではかわりはないものというふうに思われまますが、両市の教育関係者間での当組合学校の教育方針等に協議がなされているのか、それとも南あわじ市の教育行政方針に全面的に依拠されているのか、まずその点について伺っておきたいと思いまます。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 基本的には南あわじ市の教育方針を準用させていただいておるといところでございまます。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 基本的には、南あわじ市の教育方針に従っておられていというお答えでありまました。

ご承知のように、2008年7月1日でしたか、国におかれては教育振興基本計画が閣議決定をされまました。

この計画は今後5年間に総合的かつ計画的な取り組むべき施策として77項目が掲げられておりまます。この77項目は、今後、文部科学省行政として進めていく全体施策を網羅したもので、そのうち24項目を特に重点的に取り組むべき課題としてあげておりまます。

そのトップが新学習指導要領でありまます。この新学習指導要領の教育は、小学校の

低学年から詰め込みの教育を行い、できる子とついていけない子、早期にこれを選別をし、その上に立って、学習塾度別の授業を進めるという、いわゆる選別、差別、あるいは過酷な競争の教育を押し進めるものと私は認識をしております。

この教育振興基本計画の2番目に、学力調査による検証をあげております。そこでは教育における検証、改善サイクルの確立に向け、児童生徒の学力、学習状況を把握するため、全国的な学習調査を継続的に実施するとしております。いわゆる全国一斉の学力テストの実施でありますけれど、この全国的ランクづけを行い、あるいは県レベル、市町村レベル、各学校レベルでの競い合い、競争の教育を押し進めるものと私は思われます。

こういう方針のもと、全国一斉学力テストが昨年も行われました。全国各地で学校の順位を重視した、成績の悪い子を試験当日を休ませるとか、あるいは先生が意図的に間違っただ箇所を指摘し、修正をさせる。さらにはあらかじめ想定される模擬テストを事前に繰り返すなど、問題行動を起こした学校があったように聞いております。

また、このテスト自体を民間業者に委託することによる情報が外部にもれたとしか思われない保護者あての塾の勧誘などがあったと聞きます。

当組合学校においても全国一斉の学力テストと調査が行われておりますが、当学校ではそんな問題行動は当然起きていないものと思っておりますけれども、テストの結果の扱いを誤ると差別、選別の教育につながっていきます。

今、全国各地でこの情報を開示せよという動きが出てきておりますけれど、本校においては成績の順位等は基本的には公表はされていないと伺っております。

そこで、お尋ねをしますが、この一斉学力テストの結果が本校の教育方針にどのように活かされているのか、この点にだけについてお伺いします。

○議長（森上祐治君） 塚本教育長。

○教育長（塚本圭右君） 今までは企画、そして実行だけであったわけですが、やはり検証をして、そして、それをまた改善、実行をしていくというようなマネジメ

ントシステムの中でのやはり学校教育のあり方だということ、それぞれの学校において、やはり確かな学力をつけるためのそれぞれの学校においての計画の中に生かされているということをご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） そうすると、本校として他の学校施設との大きな違いみたいなものは何かあるんですか、特徴的なもの。今、言われた中で。あればちょっとお答えいただきたい。

○議長（森上祐治君） 塚本教育長。

○教育長（塚本圭右君） 組合立に関しての特色ということですか。これについては、やはり文言そのものでやはり今後、特に地域に対して発信をしていかざるを得ないのかなと思うわけですが、数値的には明確に皆さん方にお知らせすることは今の段階では行っておりません。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 先ほど言いました、この教育基本計画の中で文部科学省はこの学習指導要領をとにかく授業の内容を減らすとかですが、さらには一層系統性を失うといえますか、こういう状況の中で関係者の中でも基礎学力が本当にこのまま教えていってもつくのかどうか心配であるというような意見も出ております。

私は、義務教育はすべての子供の基礎的学力を保障し、人間形成を助けるものでなければならないというふうに理解をしております。そのための学校でなければなりません。

楽しく学ぶと同時に、そしてすべての子供に基礎学力を保障することは学校教育の重要な責務と考えております。

また、人の命の大切さなどを市民道徳の形成には学校生活のあらゆる場面での子供が人間として大切にされることが何よりも大切であるというふうに思われます。そのために教育基本法や、あるいは子供の権利条約の精神を生かした学校の教育行政でな

ければならないというふうに思うわけです。

私は、そう考えておりますけど、そういう点から見て、当校におかれてどの子どもわかる授業、あるいはゆとりある教育の推進についてどのような考え方を持って臨んでいるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（森上祐治君） 塚本教育長。

○教育長（塚本圭右君） 国そのものも教育基本計画そのものが樹立しておるわけですが、けれども、それぞれの市においても今後やっていかざるを得ないという、そういう責務は負わされております。

そして、今後そういうことを重視していくわけでありましてけれども、今、やはり基本的なものは、国も、そして県も、市も変わっていないということで、それはご理解をいただきたいなと思っております。

我々はやはり基本に置いているのは学校力、学校経営力ですね。そういうことを基本に置いて、また教師力、スキルアップですね。それらもやはり今後研修の中で高めていきたいし、さらに子供たちが本当に学校が楽しいところだと思える、そういうやはり学校づくりをやっていきたい。

それと、やはりわかる授業といいますか、それについては教師のスキルアップだけではなくして、家庭の協力も必要だ。さらに、子供たちの子供力といいますか、やはり学習習慣をどのようにその子供たちに身につけていくかということを基本テーマに、やはり学校、校長会、そして教頭会の中で検討しながら教育を進めているのが現状でございます。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 基本的には基礎学力をつけていくという立場で教師の能力を高めるとか、あるいはわかる授業を進めるための地域の協力等が当然必要であるということも私もそういうふうには思われます。

特に、今回、国が進めておりますこの方針の中では、ともすれば、一番欠落しやすい

い、特に現場無視の特色ある学校づくりなどの、こういう動きが多分にあります。これは一つ間違えばやはり学校や教職員のやる気を奪うと、かえって教育の質を低下をさせてしまう場合があるかというふうに思うわけで、文部科学省の研究所員の調査では90数%の校長先生や、あるいは教員の皆さん方がその政府が今進めておる教育改革は現場の実態と余りかみ合っていないという、こういう発言も、回答もされていることもさまざまな情報誌の中で発信をされております。

私はやっぱり大事なことは、現場の声をいかにくみ取り、そして反映させるか、そこが行政運営、あるいは教育行政運営に携わるものの責務だというふうに思うわけがあります。

時間の関係で少し端折っていきますけれど、私はやはりゆとりある教育をしていくためにはしっかりと基礎学力を身につけさせていく、このことの重要性を痛切に感じた一つの出来事がありました。

少し余談になりますけれど、昨年秋に洲本の青雲中学校の開校の60周年の記念事業がありました。ここで、宮本延春先生という方の記念講演がありましたけれど、講演の中身は聞かれた方もおられるかもわかりませんが少し紹介をさせていただきますと、この宮本先生はいじめられっ子であったらしいです。中学卒業するまで掛け算の九九が2の段までしか言えなかったと。唯一知っている英語の単語はbookだけという信じられないようなお話でありますけれど、本人が言っておるのですから間違いはないというふうに思います。

当然、通知表はオール1であります。9科目足しても通知表の数字は2桁にならない、当然ですけれど。

この先生が23歳の時に偶然に見たアインシュタインのビデオ、これに衝撃を受けて、24歳から小学生からの勉強をやり直し、そして大学を卒業し、今では母校の高校教師をされているというお話でした。

この先生の場合は、まさに特異な例かもしれませんが、元をたどれば、この先

生はいわゆる義務教育の期間、いじめに遭い、最も大事な基礎学力でつまずいたわけ
であります。

私らも経験あるんですけど、算数などは基礎がしっかりできていなければ、極端
に言えば掛け算の九九がわからなければ、その先の授業には全くついていけないと、
当たり前のことですけど。

こういうことから見て、言いかえれば、どの生徒にもわかる授業、基礎学力、基礎
授業をしっかり時間をかけてやることが私は最も重要なことであるというふうに思っ
ております。

そのためには、生徒一人ひとりにおける生徒の言動、行動あるいはいじめ問題、あ
るいは日常生活に対しても目配りができる学校環境、地域環境、こういうものでなけ
ればならないと思われま。

先ほど、教育長が答弁されました内容にやはりそういう意味合いが含まれていると
いうふうに私は思えます。

当然、こういう立場で学校の教育行政の運営を図っていかなければならないと思い
ますけれど、この考えについて、教育長はどういうふうにご感想を持たれました。

○議長（森上祐治君） 塚本教育長。

○教育長（塚本圭右君） ゆとりある教育ということに、要するに感じられておると思
うんですけども、それをどうとらえていくかというのが今までも大きな問題なんで
すけれど、ゆとり教育そのものが始まったのがやはり30年前の、要するに昭和
52年の指導要領の改訂の時点でゆとりある学校生活というところから始まったわけ
ですけど、それが平成4年、そして7年、14年、段階的に週5日制ということで、
子供たちにゆとりを持たせて、さらに自ら考え、自ら学ぶような、そういうことをや
らせたいというのが一つの平成14年の大改革であったわけですけど、それが挫折
した段階で、やはり教師そのものも迷ったといえますか。

ただ、いろいろな教育改革が行われておりますけれども、教師そのものの教育理念

というのはほとんど変わっていないということで、そう右往左往はしていないということでもありますし、やはり自分たちの教育理念に基づいた教育がそれぞれの学校でできる、そういう教育環境づくりを我々がやっていくことが大事でありまして、さらに学校経営者そのものの質の向上ということで、我々は今の段階では努力するしか方法がないのかなという感じを持っております。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 今、答弁がありましたように、やはり教育環境の整備と、それから、質の向上ということが問われているというふうに思われます。

ゆとりある教育を実施していくためには、今言われましたように質の向上、教職員の皆さん方の力量の発揮と向上をやはり重視することは言われるまでもなく、やっぱり大事なことだと思います。同時に、適正な人材の充当ということも考えていかなければならないと思います。

ある調査によりますと、いわゆる職員の長時間労働や管理統制の強まりのもと、6割の教師の皆さんが教師をやめたくなるほど忙しいと、こういうことを感じているといわれております。教職員の皆さん方の多忙は放置できない状況にあるかというふうに思うわけです。

ゆとりある教育を実施していくには、教員がやはり専門家としての力量を発揮、向上できる環境をやはり整備をしていかなければならないというふうに思います。

教職員の加重勤務がゆとりある教育の障害になっているのではないかという、やはり適正な部署には適正な人材を充当してこそゆとりある教育ができるのではないかというふうに思いますけれど、この点についてはどう思われますか。

○議長（森上祐治君） 塚本教育長。

○教育長（塚本圭右君） 適正な人員配置ということについては、これは法で定められた定数そのものの配備は行われておるということでご理解をいただけたらと思います。

そして、やはり、特に少子化の影響で、それぞれの学校が1学年1クラス、さらに今、35人学級等の適用がされておりますけれども、それにもかからないような、やはり30人以下の、要するに学校も出てきているということからすれば、もとの教員の置かれていた立場よりは今は本当は30人学級、25人学級というような形での、そういう対応になっていると思うので、さらに教師の、要するにあれが前よりはましかとは、我々は余り考えてないわけですがけれども、それがやはり教師力とか、やはり対人間関係そのものが複雑になってきたことによりかなり教師そのものもエネルギーを費やしているのかな。子供そのものも扱いにくくなった。そして、さらに家庭、保護者とのやりとりそのものが難しかったところに先生方の負担がかかっているのかなど。学校内でのそういう適正な配置、それとかさらに忙しくなったということは我々は感じていないわけでございます。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 今の答弁でいきますと、今の生徒規模からいきますと、人数的には国の基準を満たしているということで、昔ほど過激ではないというような発言であったかというふうに思うわけです。

我々の団塊の世代と違って、今の1クラスの生徒は確かに少ないという中で、しかし時代の背景を色濃く映しているといえますか、今の子どもたちは非常に複雑な社会の中で勉強している方が現状あるというふうに私は思うわけですね。こういう中で1人の先生でやはり1クラスで面倒見られる限度というのはやはり限られてくると思うんですね。

やはり、ゆとりある教育を進めていくにはそれだけの必要な教員の加配であるとかいうことを進めていくことがよりゆとりある教育、あるいはだれもがわかる授業を進めていく上で、場合によっては私は大事な部分ではないかというふうに思うわけです。

よく一般論でいきますと、例えばこういう職員の加配当の議論になっていくと、なかなか希望どおりの話が進まないという背景には、一つは財政問題等があげられます。

行政に課せられた責務といたしますか、それは最小の経費で最大の効果を上げるというのは、これは当然のことでありませうけれど、特に私は教育に関しては、やはり必要な部署には必要な人材を充当していく。そして、必要な環境整備を進めていくことが最も大事な部分ではないかというふうに思うわけです。

三つ子の魂百までもよくいわれますけれど、小学校入学から、それから幼児教育を含めて義務教育の期間は一人の人間の形成をしていく最も大事なときであります。子供の教育環境を整えてしっかりとして人間として成長させていくのは、やはり大人の責任、政治の責任だというふうに私は思うわけです。

教育費のあるいは教育環境の充実に適切な予算をつけることは将来の南あわじ市、あるいは洲本市、さらには日本の将来を支える子供たちの成長のための、いわゆる先行投資のようなものと私は思うわけです。

そういう意味で、今の職員の皆さん方は本来の授業という、子供を指導するという立場以外にさまざまな業務、あるいは研修等が重なる中で、自分のクラスの授業を本当に子供たちにわかりやすい授業を推進していくための研修、自分での準備期間を十分にとれないというような、あるいは経費によって一つ新たな自分なりに工夫した資料等を提供して生徒にわかりやすく工夫をしようと思っても、いろんな備品等の経費がなかなか余裕がないというような状況の中では、やはり私はそういうことがあるならば、それはやっぱり大きなマイナスになるんじゃないかという気はいたします。

そういう意味では、私はやっぱり子供の教育については厳しい財政の中でも、やはり将来を支える子供たちをしっかりと教育させていく意味では必要な予算的な措置、人材的な措置をすべきだというふうに思うわけですが、その点についてはどうお考えなんでしょうか。

○議長（森上祐治君） 塚本教育長。

○教育長（塚本圭右君） 義務教育そのものがやはり未来への投資であるという考え方の中から、市としても本当に筒いっばいの努力もいたしております。

ただ、やはり国そのものの基準といたしますか、やはり補助基準やいろんなものが整わない限りは今、市単独でということはなかなか難しい。

特に、このたびの教育振興基本計画そのものの中にもやはり数値計画が盛り込まれなかったし、やはり今望んでおられるような人員の増ということも盛り込んではないわけでございまして、やはり、それからいいますと、今後も5年間は今の基準を踏襲していこうということの中で、特に問題があるとすれば、特に特別支援教育等で加配がつかないとかいう問題が出ますと市としてはやはり市単教員を出して支援をしているという、そういう努力もやっているということをご理解をいただけたらなと思っております。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 学校運営について冒頭に伺いましたけれど、いわゆる南あわじ市と洲本市での教育行政に関して協議をされたという質問に対して、基本的には南あわじ市の教育行政方針で進められているというような答弁であったというふうに思います。

職員の処遇なども基本的に学校運営については洲本市と仮に南あわじ市と違いがあるならば、決して好ましい状況ではないというふうに思うわけです。

詳細な部分については私も十分把握をしておりませんが、仮にそういう状況があって、当組合の教職員、あるいは教育関係施設に携わる皆さん方にとってそういう不公平さがあるのであれば、やはりマイナス、行政にとってもやっぱり大きなマイナスになっていくんじゃないかというふうに思うわけです。

私は、くどいようですけど、やはり必要な施設のところ、あるいは人材も含めてしっかりと配置をし、子供たちを成長させていく上で親の責任、あるいは行政の責任として適材適所、あるいは必要な経費等については惜しみなく厳しい財政の中であつたとしてもやりくりをして推進していくべきだというふうに考えております。

あと、教育関連施設の整備について少し伺っていきたいと思います。

昨年6月国において防災対策の一環として、いわゆる耐震化によるこの事業を一層促進させるため、地震防災対策特別措置法が一部改正をされました。平成20年度から危険性が高いとされている建物の整備事業に対する補助率のかさ上げがなされて、あわせて地方財政措置の充当による起債充当率のかさ上げも図られました。耐震補強事業の補助率は、従来の2分の1から3分の2に起債充当率は75%から90%それぞれかさ上げをされております。実質、地方の負債額は従来の31.25%であったものが13.3%と非常に低くなっております。

洲本市においては、耐震診断の数値をもとにして平成25年度をめどに順次耐震化を図っていくと、こういう予定で事業を進めております。特に危険性の高いと思われる建物の耐震整備を国が目標としております平成22年度までに終えるように事業を進めております。当然、南あわじ市におかれても同様の措置がとられているものと思われれます。

当組合学校に関しては、これまでの給食調理施設、この施設は建築してから相当年数を経過しており、建て替えの時期に達していると、こういう認識をしております。議会としても施設等の視察等も行い、現場の意見もいろいろ聞いたというような経緯もありますけれど、その他のこの組合学校に関して当初予算でも300万円ほどの校舎の改築あるいは屋根の一部の修理というのがあげられておりましたけれど、この地震防災対策特別措置法の適用に該当するようなものがこの組合学校の中であるのかどうか。

今述べました給食施設の建て替え等については、この措置法の中で適用はできないのか、その点についてお答え願いたい。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 南あわじ市また組合におきまして、措置法の適用を受ける施設につきましては、平成20年度をもって耐震補強は終了してございます。

ただ、この給食施設、これについてはいわゆる共同調理方式の施設でございますの

で、その適用外と、いわゆる交付金の対象外ということになってまいります。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 適用外という施設、そうすると校舎とか、あるいは屋体施設とか、こういう関係の施設だけに限定された特別措置法ということですか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 給食センターにつきましても、いわゆる自校方式、1校で給食業務をやっておられる、それはあくまで学校施設であるという解釈。

当組合立にとっては小学校、中学校のいわゆる共同調理場という扱いになってまいります。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） 特別措置法の適用が難しいというようなお話であります。そうすると、措置法は適用できなくても、耐用年数等の経過もこれまでも検討は十分されてきたというふうに思われますけれど、今後の見通しについてどのような見通しを持っておられますか。

○議長（森上祐治君） 教育部長。

○教育部長（柳本佳博君） 先ほど言いましたように、耐震補強であったり大規模改造、また建て替えといいますか、そういう観点のなかなか補助メニューがないと、見つからないということも踏まえた中で市の給食センターと合同でという考え方も一つは出てきております。

ただ、これらについては我々だけが議論、決定するというだけでなしに、当然、保護者であったり、または当然、当組合議会も含めてさまざまな議論をしていかなければならない。まさにその議論に入っていかなければならないという施設の古さからといいますか、耐久性の問題からしたときに具体的に入っていかなければならないという時期に来ているのは事実でございます。

○議長（森上祐治君） 片岡議員。

○3番（片岡 格君） ぜひ、その検討をしていく場合において、私は基本的には自校方式がやはりいいんじゃないかという考えをもっております。

それには、やはり財政的な大きな負担も当然伴ってきますけれど、南あわじ市でも当然取り上げておられると思いますけれど、いわゆる地産地消、あるいは食育、こういう立場からいけば、やはり自校方式が私は一番望ましいというふうに思います。

ぜひ、そういう意見があったということも含めて今後検討の中でぜひ反映をさせていっていただければありがたいかなというふうに思います。それは強く要望としてとどめておきたいと思います。

最後に、やはり私は教育に対する政治の第一の責任はいわゆる条件整備であるというふうに思います。憲法の精神から原則に立てば、国の教育に関する施策は何よりもやはり国が責任を負わなければならない教育条件をこの整備を中心に据えるべきだというふうに思います。

一方的な国の教育の内容やあるいは方法を押しつけることは、やはり許されないことだというふうに思います。

少し話はそれるかもわかりませんが、日本の国の、あるいは地方の教育予算の水準は欧米に比べて非常に低いという、この中で、日本では義務教育を終えてから復帰をするまでの多額の経費を要すると、こういう自己負担の大きなことがやはり持っている、一つは知能、能力を十分に引き出すことができない、言いかえれば大きなマイナスになるんじゃないかというふうに思われるわけです。

ですから、冒頭、管理者のあいさつの中にもありましたけれど、子供はやはり宝であると。その宝をしっかりと育てていく、このことが議会に課せられた大きな責務だというふうに思います。

財政的にはなかなか厳しいものがあるかと思いますが、地域の活性化、あるいは生活対策臨時交付金等の活用も含めて少しでも子供たちの学べる環境整備の推進をしていただくことを強く求めて私の質問を終わっていきたいと思います。ありがと

うございます。

○議長（森上祐治君） 片岡 格君の質問が終わりました。

以上で、通告による一般質問が終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会を閉会いたします。

副管理者 洲本市長 柳 実郎君よりあいさつがございます。

○副管理者（洲本市長 柳 実郎君） ごらんのように雨のけぶる中ご足労いただきました。

そして、提案申し上げました議案につきましてはご審議をいただき、ご理解を得て、意を得たご決定をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

1月は行く、2月は逃げる、3月は去ると、本当に年度末、日のたつのが早うございます。

冒頭に中田管理者からもございましたように、来月には子供たちが巣立っていきます。ですから、ただ日程消化というのではなしに、本当に子供たちが学年、学校の有終の美を飾れるよう、それを念じまして閉会のごあいさつといたします。

本日は本当にご苦労さんでございました。ありがとうございます。

○議長（森上祐治君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会では、平成21年度一般会計予算及び平成20年度一般会計補正予算並びに条例の一部改正等について審議をお願いいたしましたが、議員各位のご精励により無事議了し、閉会を宣言できましたことはまことにご同慶の至りであります。

春近しとはいえ、余寒なお身にしみる季節でございます。議員各位を初め執行部の皆様方には十分ご自愛されまして、ますますのご活躍をお祈り申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

午後 3時50分 閉会